

## 第6回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和7年6月5日(木) 午後1時24分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

### ・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜久代
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

### ・欠席

6番 阿 部 純 子

### ・遅刻

なし

### ・早退

なし

### ・農業委員会事務局職員

事務局次長兼農地係長	木 我 健
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・会議の概要

- 事務局次長
1. 開会前 午後1時24分
- 出席予定の委員さんがお揃いですので、定刻前ですが、始めさせていただければと思います。なお、事務局長が議会对応のため、代わりに最初の進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
- 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
- 本日の会議に、6番 阿部純子委員から欠席の届出がございました。
- 在任委員15名中、本日の出席委員は14名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
- はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。
- 議長  
(金井会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後1時24分
3. 議事録署名委員の指名について 午後1時25分
- まず、議事録署名人の指名を行います。沼田市農業委員会会議規則により、議長において9番 小林秀一委員、10番 小林喜久代委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
4. 諸般の報告 午後1時25分
- 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。  
事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
- (1)農地法第3条の3の規程による届出について  
(2)農地法第18条第6項（合意解約）について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後1時30分
- 議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
- なお、8番の案件は「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議

事参与の制限」に当たりますので、はじめに8番を除いて審議をお願いいたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 7件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

4番委員 その他特記事項の中に、許可後に整地や撤去作業をして農地として利用する旨の確約書が添付されているとありますが、この確約書に法的拘束力はあるのでしょうか。

事務局次長 確約書の法的拘束力はどの程度あるのかについては、後ほど確認させていただければと思います。なお、確約書にはこの期間までに農地に復元する旨の記載がありますので、実際に復元されているかどうかについては、現地確認をしていければと思います。

4番委員 わかりました。

議長 他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

5番

6番

7番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第24号については、8番の案件を除いて、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、8番の案件を除いて、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

続きまして、8番の案件の審議になりますが、先ほども申し上げましたとおり「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議事参与の制限」に当たりますので、5番 阿部喜一郎委員の退席を求めます。

(5番委員退席)

議長

それでは、8番の案件について審議をお願いいたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第24号の8番の案件については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の8番の案件については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

ここで5番 阿部喜一郎委員の入室を認めます。

(5番委員入室)

議長 次に議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長 無いようですので、お諮りいたします。

議案第25号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第26号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長 申請人は市外の方のようですが、申請の経緯はどのようなものなのでしょうか。

事務局員 申請人は、隣接地を別荘として購入して利用している状況です。その別荘を利用していく中で駐車場が足りないとのことで、申請地を駐車場として利用するため今回の申請が出てきたものになります。

議長 わかりました。

他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

議長 無いようですので、お諮りいたします。  
議案第16号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。  
次に議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

議長 無いようですので、お諮りいたします。

議案第27号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第28号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長 無いようですので、お諮りいたします。

議案第28号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第28号「農地に該当しないことの証明願について」は、申請のとおりこれを認め、証明することと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時00分

#### 6. 協議事項

- (1) 沼田市地域計画の変更に係る意見について
- (2) 農用地利用集積等促進計画(案)
- (3) その他

#### 7. 連絡事項

- (1) 令和7年「田畑売買価格等に関する調査」について
- (2) 農業者年金の現況届について
- (3) 行事予定について
- (4) その他

#### 8. 閉 会

終了 午後2時20分